

電子帳簿保存法への対応

2024年1月より電子帳簿保存法への対応が義務化されます。これにより今後電子取引については全ての事業者について、データによる保存が必須となります。

<電子取引チェックリスト>

- 電子メールで請求書等のデータを受け取っている。
- 楽天、Amazon等のショッピングサイトから物品を購入している。
- クレジットカードの利用明細データを、インターネットやアプリで入手している。
- 交通系ICカードの支払いデータを、インターネットやアプリで入手している。
- QRコード決済(PayPay等)など、スマートフォンアプリによる決済を利用している。
- 公共料金、通信料金、配送料金等の支払請求書をクラウドサービスから入手している。

※これらの電子取引については、2024年1月以降は紙による保存は原則認められなくなります。

<電子取引データの保存要件>

電子データの保存は、「真実性」を確保するため、タイムスタンプを付与することが出来るシステムか保存ファイルの訂正・削除を確認出来る(又は訂正・削除が出来ない)システムを利用することが求められます。また、「可視性」の確保のため、検索機能として「日付」「取引金額」「取引先」の入力が求められます。ただ、この検索機能は基準期間の売上高が5,000万円以下の事業者は不要となります(電子データの保存は求められます)。

<電子帳簿保存法対応ソフトについて>

弊社からは、電子帳簿保存法対応ソフトとして「MyKomon」の「電子帳簿保存」のご提供が可能です。こちらは1GBまでは、無料をご利用可能です(1GBを超えた場合、1GBにつき100円/月(税別))。ただし、「MyKomon」の「電子帳簿保存」のご利用にあたり、以下の点にご注意下さい。

- ① あくまで保存場所の提供のみとなります。「日付」「取引金額」「取引先」の入力はお客様の方で行っていただく必要があります。
- ② 「電子帳簿保存」フォルダ内のファイルは削除不可です。
- ③ 会計資料の提出は今まで通り紙で出力したものをご提出下さい。

<罰則について>

電子帳簿保存法に違反した場合、青色申告の取り消しや会社法による過料(最大100万円)が科せられる可能性があります。国税庁の一問一答によれば、電子データの一部を保存していない場合において、その取引が書面等から確認できるときは、直ちに青色申告の取り消しをしたり経費として認めないものではないとしています。ただし、全く対応していない場合には青色申告の取り消し等の対象となる可能性があります。

歯科会計®

令和 5 年診療実績速報値

令和 5 年 9 月分までの診療実績についてまとめましたのでご報告します。

昨年平均との比較では保険収入が 1.9%の増加、自費収入では 1.2%の増加となっており、総収入では 1.7%の増加でした。

保険収入の内訳では 1 回点数が 2.2%増加の一方で、月回数は 1.6%減少と、1 回点数増加、月回数減少の傾向が続いています。レセプト 1 件点数では 0.6%増加と、今のところ前年とほぼ変わらない水準です。レセプト件数は 1.3%増加となりましたが、2021 年の平均までは戻っていません。

自費収入は 1.2%の増加となっています。

コロナの影響も落ち着き、収入の方も増加傾向となってきましたので、今後も引き続き患者数の確保が重要となります。

2023年診療実績速報値（橋本会計お客様平均）

番号	年度	2021年	2022年	2023年	前々年比	前年比
1	診療日数	22.3	21.9	21.8	97.8%	99.5%
2	診療点数	425,556	415,631	423,584	99.5%	101.9%
3	レセプト件数	356	335	339	95.3%	101.3%
4	レセプト1件点数	1,211	1,241	1,249	103.1%	100.6%
5	実日数	584	549	548	93.8%	99.7%
6	1回点数	739	756	773	104.7%	102.2%
7	1日平均患者数	26.0	25.1	25.1	96.6%	100.2%
8	月回数	1.69	1.64	1.61	95.5%	98.4%
9	自由診療（円）	2,289,768	2,395,410	2,425,192	105.9%	101.2%
10	診療収入（円）	6,545,325	6,551,721	6,661,028	101.8%	101.7%
11	新患数	25	22	22	86.1%	97.6%
12	再初診数	102	95	92	90.1%	97.6%
13	再診数	228	218	225	98.6%	103.3%
14	新患再初診比	4.05	4.23	4.24	104.7%	100.1%
15	再診比率	64.1%	65.1%	66.3%	103.5%	102.0%

- ・データ未登録分を除く 262 件の平均値となっています。（自費診療のみの診療所を含む。）
- ・2021 年、2022 年は年間平均値となっています。

年末年始休業のお知らせ

年末年始休業期間：2023年12月29日（金）～2024年1月3日（水）

1月4日（木）から通常営業いたします

皆さま良いお年をお迎え下さい

医療承継

令和 5 年暦年贈与対策の再確認

以前から周知のとおり、贈与制度について来年令和 6 年に改正が入ることにより、贈与対策のありかたに大きな影響をうける見込みです。

お問い合わせやご興味の多いところですので、令和 5 年最後の贈与対策及び令和 6 年以降の贈与対策についてあらためてまとめさせていただきます。

<令和 5 年度の贈与対策>

亡くなる前 3 年以内の法定相続人等への贈与は、相続財産に合算され（生前贈与加算）、贈与対策としては税金負担面の効果がないこととなります。この点改正に伴い、令和 6 年以降からは、亡くなる 7 年前までの贈与が生前贈与加算の対象（加算期間の拡大延長）となります。

令和 5 年中（今月 12 月末まで）は現行制度となるため、今までどおり 110 万円の基礎控除を利用した暦年贈与制度での贈与を継続でよいでしょう。相続財産が多額に見込まれる場合は 110 万円を超える大きめの金額での暦年贈与をお勧めします。

<令和 6 年度以降の贈与対策>

（相続時精算課税制度の改正）

相続時精算課税制度による贈与に 110 万円の基礎控除が新設されます。この制度の利用による年間 110 万円までの贈与は 7 年内贈与加算の対象にはならず、亡くなる直前の贈与でも一定の効果が得られます。ただし、制度適用のためには制度選択の届出と申告が必要となります。

年齢や健康状態を考慮して、片方の親からは相続時精算課税制度による贈与、もう片方の親からは暦年贈与による贈与というかたちで用いる贈与制度を分けることも検討の 1 つです（基礎控除 110 万×2 種類の効果を得るため）。

なお、相続時精算課税制度を選択すると、再び暦年贈与の制度へは戻れなくなる点注意が必要です。

（年齢に応じた検討）

亡くなる 7 年内の生前贈与加算を考慮すると、若いうちは暦年贈与による贈与、高齢になってきたら相続時精算課税制度による贈与に変更するというのも 1 つの方策です。

例えば、

男性の平均寿命：81 歳 → 74 歳までは暦年贈与、以降は相続時精算課税制度による贈与

女性の平均寿命：87 歳 → 80 歳までは暦年贈与、以降は相続時精算課税制度による贈与

いずれにしても、令和 5 年 12 月末を最後に贈与制度の状況がかわりますので、令和 5 年中は比較的大きめの金額により暦年贈与を実施されることをお勧めします。判断に迷う場合は担当者にご相談ください。